相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　新井甚太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　川口　粂蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　瀧沢　新蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　神田　喜七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　安野伊兵衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　安野佐右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　安野　勇吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　新井源五右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　木村勝右衛門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　小川　浦吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　井上　まつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　井上喜三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　木村　武藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明
被相続人　亡　渡邊　正典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月二十六日
事務所さいたま市大宮区仲町二丁目二四番
地二金杉仲町ビル五階吉澤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉澤　俊一

前払式特定取引業の会員契約上の地位の譲り受けのお知らせ

当社は、平成二十九年一月二十五日付にて株式会社東日本セレモニーより、割賦販売法に基づく前払式特定取引業の神奈川県横浜市瀬谷区・戸塚区地域会員の契約上の地位の譲渡を受けました。今後前述の会員の方々の権利義務につきましては当社が責任を持って継承させて頂くことをお知らせいたします。

なお、異議のある方は文書にて平成二十九年二月二十八日までにご連絡ください。

平成二十九年一月二十六日

譲受人
神奈川県横浜市南区高砂町二丁目二
四番地　株式会社メモワール
代表取締役　渡邊　正典

譲渡人
神奈川県横浜市南区高砂町二丁目二
四番地　株式会社東日本セレモニー
代表取締役　渡邊　正典